

報 告 書

鶴巻 義夫

昨夏、耐性菌研究の世界的権威である順天堂大学の平松啓一教授が、北陸研究センターの遺伝子組み換え稲の野外実験によりデیفエンシン耐性菌が出現した可能性が高く、その耐性菌が重大な脅威をもたらす恐れがあるという意見を発表されました。

そこで、この意見を重視した新潟県の市民団体の代表3名（私もその一人です）が9月15日に、新潟県に対し、別紙1の通り、デیفエンシン耐性菌の調査と対策を求める申し入れをし、そのあと記者会見をしました。

その様子が、別紙の通り、翌日の新聞記事に掲載されましたので、報告いたします。

以上

平成22年1月13日

東京高等裁判所 御中

鶴巻義夫



平成 21 年 9 月 15 日

新潟県知事
泉田 裕彦 様

新潟県の米と自然を守る会共同代表
鶴巻 義夫
上越有機農業研究会会長
天明 伸浩
新潟県総合生協生産者協議会会長
安野 検一

遺伝子組み換えイネ実験場の耐性菌調査等の申し入れ

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。新潟県民の安全を守る日頃のお働きに敬意を表します。

さて、2005 年、2006 年に上越の北陸研究センターで行われた遺伝子組み換えイネの野外実験は、今、新潟地裁高田支部で民事の裁判として係争中で、本年 10 月 1 日に判決が出る予定です。

この野外実験をめぐっては、これまで、主に農家が栽培する稲との交雑の危険性（いわゆる遺伝子汚染）の問題が取り上げられて来ましたが、その後、微生物研究者から、今回の遺伝子組み換えイネから生態系の破壊、人の健康被害など重大な災害をもたらす可能性がある耐性菌が出現する危険性があるという新たな問題点が指摘され、原告もその危険性の証明に取り組んできましたが、このたび本年 7 月 30 日、耐性菌研究の世界的権威である平松啓一順天堂大学教授がこの実験を知って緊急に書かれた文書（添付）が裁判所に提出されました。

その内容は微生物研究者がこの間に危惧した通りのものであり、遺伝子組換えイネが常時作り出すカラシナディフェンシン（抗菌タンパク質）と接触するイモチ病病原体などが、耐性化し、またたくまに増殖する可能性が高く、その耐性菌が発生するメカニズムは抗生物質の多用による薬剤耐性菌の場合と同様であると断じております。また、発生した耐性菌が、多くの動植物が作り出すディフェンシンにも耐性を持つ（交差耐性といいます）可能性があり、生態系全体に影響を与える大きな危険性をはらんだ実験と指摘しています。従って、このような極めて重大な危険性をはらんだディフェンシン耐性病原体が既に発生、増殖している可能性が高い以上、実験を終了しても放置することはできず、その耐性株の探索や交差耐性の有無などを検証する必要があると警鐘を鳴らしています。

私たちは、耐性菌研究の世界的権威である平松教授が今回の野外実験の危険性と事態の

重大さについて憂慮されている点を非常に重く受け止めています。といたしますのは、新潟県は他県に先駆け「新潟県遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定したものの、それは主に交雑防止（いわゆる遺伝子汚染）対策であって、今回の実験の最大の問題である耐性菌問題については全く想定されておらず、それに対する対策も何もないからです。しかし、耐性菌が瞬く間に増殖・拡大するもので、事後対策では間に合わないことは昨今の生物災害の経験からも明らかです。

よって、私たちは、食の安全・安心を謳う県として、被害が拡大するのを手をこまねいて静観するのではなく、率先して、積極的に耐性菌の出現・増殖に対する調査を実施されることを強く望むものです。もともと「にいがた食の安全・安心条例」の基本理念として、「食の安全・安心は、県民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に行われなければならない」ことが謳われています。知事におかれましては同条例第 18 条に基づき、上記の危険性をまず新潟県民に公開し、ディフェンシブ耐性病原体の調査及び早急な対策を行われますよう申し入れ致します。

以上

賛同人

加藤 登紀子(歌手)

ちば てつや(漫画家)

平松 啓一(順天堂大学医学部教授)

山下 惣一(農民作家)

鄭 義信(劇作家・演出家)

生井 兵治(元筑波大学農林学系教授)

佐藤 眞(上越市・医師)

敬称略(9月14日現在)

遺伝子組み換え稲
県に調査申し入れ
3団体

中央農業総合研究セン
ター北陸研究センター
(上越市)による遺伝子
組み換え(GM)稲の屋
外栽培実験中止を求めて
いる「新潟県の米と自然
を守る会」などの3団体が
15日、実験によって耐性
菌が発生し、生態系に影
響を及ぼす恐れがあると
して県に調査実施を申し
入れた。

申し入れ書は専門家の
見解に沿って「GM稲の
ディフェンシン(抗菌タ
ンパク質)によっても
ち病病原体などが耐性
化、増殖する可能性が高
い」と指摘。生態系に影
響を与える危険性がある
として県の「にいがた食
の安全・安心条例」に基
づき調査を求めている。
県庁で会見した同会の
鶴巻義夫共同代表は「専
門家が危険性があると指
摘している以上、県は調
査を(同センターに)要
求すべきだ」と訴えた。

同センターは、病気に
強い野菜「カラシナ」の
遺伝子をコメの品種「ど
んどこい」に導入する方
法で2005年から2年
間、屋外栽培実験を行っ
た。
これに対し、生産者や
消費者らが同年、耐性菌
の出現や一般稲との交雑
の可能性があるととして実
験中止と損害賠償を求
め、地裁高田支部に提訴
した。10月1日に判決を
迎える。